

平成 26 年度 第 7 回 東大阪市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 26 年 4 月 24 日（木） 9：30～11：30

場 所：総合庁舎 18 階大会議室

出席者：子ども・子育て会議委員 15 名
（関川会長、阿部委員、小田委員、千谷委員、高山委員、竹村委員、中西委員、中泉委員、平川委員、藤井教之委員、古川委員、松葉委員、森内委員、八木委員、吉岡委員）
事務局 14 名
（立花、南谷、田村、出口、川崎、川西、関谷、寺岡、菊地、堀ノ内、山本、清水、松田、安永）
（松崎、土肥、高野、大原、辰巳） 4 名
傍聴者 2 名
業者（地域社会研究所） 2 名
計 38 名

資 料：会議次第、配席表、委員名簿

- 資料 1 子ども・子育て支援新制度関係 平成 26 年度スケジュールのイメージ
- 資料 2 - 1 教育・保育提供区域の設定について
- 資料 2 - 2 教育・保育必要見込み量の精査について
- 資料 2 - 3 平成 27 年度から平成 31 年度における 教育・保育ニーズ量（市域全体）
- 資料 2 - 4 教育・保育校区別必要見込み量
- 資料 2 - 5 平成 27 年度から平成 31 年度における 地域子育て支援事業 見込み量（市域全体）
- 資料 2 - 6 地域子育て支援事業 校区別見込み量
- 資料 3 東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（仮称）
- 資料 4 東大阪市子ども・子育て支援事業計画～骨子案～
- 資料 5 - 1 パブリック・コメント資料
- 資料 5 - 2 東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）
- 資料 5 - 3 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）
- 資料 5 - 4 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める（案）

1. 開会

●事務局・寺岡

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 7 回「子ども・子育て会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます、子どもすこやか部保育室の寺岡と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日、全委員 20 名中 15 名の御出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、以上のとおり本日は定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いします。配布資料は、会議次第、委員名簿、配席表、資料 1 から資料 5 - 4 までとなります。不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

—資料確認—

なお、本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもすこやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、「東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針」に従い、傍聴の方が2名いらっしゃることをご報告いたします。

また、第6回の子ども・子育て会議から委員の方の変更がありましたのでご報告いたします。東大阪市障がい児相談支援及び通所サービス等施設連絡会長の寺田 泰政（てらだ やすまさ）委員から同じく東大阪市障がい児相談支援及び通所サービス等施設連絡会長の中西 良介（なかにし りょうすけ）委員に代わられました。また、東大阪市立小学校長会役員の藤井 教一（ふじい のりかず）委員から同じく東大阪市立小学校長会役員の景山 雅雄（かげやま まさお）委員に代わられました。以上、ご報告です。

それでは、関川会長、このあとの議事進行をお願いします。

●関川会長

おはようございます。部会長の関川です。

今回で子ども・子育て会議も7回目の開催となります。

新年度を迎え、新制度スタートまでいよいよ1年を切りました。新法施行までに行わなければならない重要な作業がいくつもございます。審議にご協力をよろしくをお願いします。

国においては、3月末から子ども・子育て新制度について、いくつかの動きがあります。新たな幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の認可基準、また運営に係る基準の案が市町村に示されております。また、公定価格についても3月末に骨格案のとりまとめが行われ5月末には仮単価が示される予定です。それに基づき保育料をどうするかという議論をしていかなければなりません。平成27年度の新制度スタートに向けて、この会議でも着実な準備が求められるところです。

本日の会議では、新たな体制のもとで再度スケジュールを整理し今後の計画の基礎となる必要見込み量について議論を進めたいと考えています

さらに留守家庭児童育成クラブについても議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

2. 議事

（1）平成26年度の子ども・子育て会議等のスケジュールについて

●関川会長

それでは、次第に従い議事を進行します。最初に議事（1）の「平成26年度の子ども・子育て会議等のスケジュールについて」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・関谷

—資料1「子ども・子育て支援新制度関係 平成26年度スケジュールのイメージ」説明—

- ・ニーズ量関係。6月頃に大阪府に量の見込みを報告する予定。
- ・子ども・子育て支援事業計画関係。12月頃に大阪府に素案を提出する予定。
- ・条例関係。4つの条例案については、4月15日～5月15日にパブリック・コメントを実施。6月の第2回定例会に条例案を上程する予定。
- ・利用料関係。5月末ごろに国の仮単価が出たら、利用料検討部会で審議する。
- ・確認制度関係。条例が可決されしだい、進めていく予定。
- ・支給認定発行。10月頃から申請を受付け、認定証を発行する予定。在園児は少し後にずらす。

●関川会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対してご意見、ご質問などはございますか。

利用料検討部会の委員構成については、次回の会議でということになるのでしょうか。

●事務局・関谷

はい、そうです。委員さんについてはまだ調整中ですので、また指名させていただきたいと思
います。

●関川会長

またご協力いただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

●高山委員

資料1のスケジュール表の見方について確認したいのでよろしくお願いします。矢印の終点に
星印のある線と、矢印の始点に星印のある線の2種類があります。星印と矢印のそれぞれの意味
を教えてください。

●事務局・関谷

原則として、星印については矢印の終点になっており、星印の時期までに議論を詰めて実施す
るという意味です。「支給認定発行」のスケジュールだけが、星印の時期から矢印がスタートして
年度内に完了するという意味になっており、少しわかりにくかったかもしれません。

●高山委員

つまり、支給認定発行については、矢印の始点である星印の時点で認定証を申請し、矢印の期
間に認定作業を行って、矢印の終点の3月に認定証を交付するというのでしょうか。

●関川会長

それとも、矢印の期間にずっと申請を受け付けて順次交付していくということでしょうか。

●事務局・田村

補足いたします。原則としては、矢印の期間に議論して星印の時期に決定するという意味です
が、支給認定発行のスケジュールだけ意味合いが異なっています。

支給認定発行の決定については、おそらく高山委員は2号、3号の認定証について危惧してお
られると思います。本市における待機児童の現状を考えると、随時発行ということは難しいので、
そういった利用調整をさせていただきたいと思っています。

●関川会長

10月から申請を受付けるとなると、1号・2号・3号に該当する市民の方々への周知も必要だ
と思いますが、そういったことは予定されているのでしょうか。

●事務局・関谷

はい。周知については、方法等をこの会議で示したうえで、早期に保護者の方々への周知を行
いたいと考えています。

●関川会長

そうすると、7～8月頃には、どのような周知を行うのかということ、会議に提示していただ
きたいと思っています。

●竹村委員

認定証の申請期間中に、途中から仕事の都合等で1号認定から2号認定に変わる方や、市外か
ら東大阪市に引っ越して来る方もおられると思います。子ども・子育て新制度においては待機児
童をなくしていくことが目標なので、随時、受付・交付するのが本来の姿だと思います。
事務処理として困難だということはわかりますが、随時の受付・交付をできるように議論をして
いかなければならないと思います。

●中泉委員

3号認定の0歳児のことが気になります。保護者が就労したいときに就労できるようなシステ
ムが大切ではないかと思ひます。また、早生まれの子どもが取りこぼされないようなシステムも
大切だと思ひるので、竹村委員の意見と同じく、随時発行の検討をお願いします。

●関川会長

ニーズ量に対する供給量の調整のできたある段階で、随時発行が可能になるのではないでしょ

うか。10月からすぐに随時発行という準備体制はとれないけれども、たとえば12月か1月以降になれば、2週間や1か月の期間で発行できるようになるのでしょうか。

●事務局・田村

すぐには随時発行にできない事情を説明いたします。本来は、申請に基づいて交付決定し、契約していただくというのが筋です。しかし、2号・3号認定については待機児童の問題がありますので、行政としては事務処理的な調整をして、適正な形で円滑に進めたいということがあります。この調整については国も認めていますので、従来のように斡旋・調整をしていきたいと考えています。ただし、いずれはこの問題をクリアして、供給量を受給量に合わせるような体制の整備を図っていきたいと考えています。

●関川会長

2号・3号認定については希望者が多いので、平成27年4月の段階ですべてが入れるわけではないということですね。早い者勝ちで契約ということにならないように、すべての希望者を受け付けておいて優先順位の高い人から入れるように決めることにすると、3月頃に4月1日から入所できる人が決まるということになるのでしょうか。保護者としては、3月になっても入れるかどうかが決まらないのは不安だと思います。

●事務局・田村

現行のシステムと併行しながらの作業ですが、基本的に、保育所入所については2月1日付で決定します。0歳児については3月1日になります。保護者に安心感を持っていただくために、できるだけ早くするというので、保育の必要性の認定の優先状況を含めて、現在、精査しているところです。

●関川会長

支給認定発行については10～12月頃の会議であらためて提示して、課題等を含めてご意見をいただきたいと思います。

スケジュールについては以上でよろしいでしょうか。

(2) 必要見込み量・圏域の設定について

●関川会長

それでは続きまして、今回の会議で重要と思われる、議事(2)の「必要見込み量・圏域の設定について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・関谷

—資料2-1「教育・保育提供区域の設定について」説明—

- ・p.3、(2)地域子育て支援事業の提供区域の設定について。原則として市域全体で1つの区域とする。ただし、細かい対応が求められる事業ではリージョンごとの提供を考えている。

—資料2-2「教育・保育必要見込み量の精査について」説明—

- ・3号認定のニーズ量について。0歳児は平成27年度必要見込み量811人、平成25年度未入所児童数162人なので、実情と乖離している。1・2歳児は必要見込み量525人、未入所児童数441人なので乖離は少ない。
- ・育児休業後復職割合の全国平均は、0歳～1歳未満で70.2%、1歳～2歳未満で27.3%。育児休業を現在取得している人は直ちに保育をする必要がないと考えられる。
- ・よって、0歳児については、育児休業を現在取得している該当者数をニーズから差し引く。1・2歳児については、国のワークシートに従う。
- ・1号・2号認定のニーズ量について。国のワークシートでは、ニーズ量が市町村に居住している3～5歳の子ども数と同じかそれを上回っていない場合、適切な補正が必要としている。本市では1号・2号認定のニーズ量が現在の利用者数を下回っているため補正が必要。
- ・よって、1号・2号認定については、現在の利用者数をニーズ量と置き換える。

—資料 2-3 「平成 27 年度から平成 31 年度における 教育・保育ニーズ量（市域全体）」説明—
・精査した結果の必要見込み量。平成 27 年度の 3 号（0 歳）の必要見込み量は 233 人になった。
1 号は依然としてマイナス。2 号のマイナスがなくなった。

・平成 31 年度の必要見込み量は、1 号・2 号はマイナスになる。5 年間の計画で、最終的には 3 号（0 歳）の 188 人、3 号（1・2 歳）の 368 人に対して、どのように確保するかが課題。

—資料 2-4 「教育・保育校区別必要見込み量」説明—

・市域全体での必要見込み量を中学校区別に置き換えた表。たとえば、3 号（0 歳）では、A・B・C・F リージョンで供給量が特に足りていないが、E リージョンのように既に足りている地域もある。

—資料 2-5 「平成 27 年度から平成 31 年度における 地域子育て支援事業 見込み量（市域全体）」説明—

・市域全体での地域子育て支援事業の見込み量の表。特に見込み量が多いのは、「⑦それ以外の一時預かり」、「⑧病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）」など。

・⑦について。平成 27 年度の需要量 136,162（人日）。現在の利用者数 18,718（人日）。見込み量 816（人）。現在 29 施設で実施しているが、単純計算すると約 6 倍の施設が必要になる。

・⑧について。平成 27 年度の需要量 25,232（人日）。現在の利用者数 4,320（人日）。見込み量 60（人）。現在 2 医療機関（定員 18 人）で実施しているが、単純計算すると 4 施設を確保する必要がある。

・一時預かり、病児・病後児保育事業については、現在の補助基準での整備は困難。国の公定価格等の動向をみながら、本市としての制度のあり方を検討していきたいと考えている。

—資料 2-6 「地域子育て支援事業 校区別見込み量」—

・（市域全体での地域子育て支援事業の見込み量を中学校区別に置き換えた表）

●関川会長

ありがとうございました。各資料について順番に 1 つずつ意見をいただくことにします。

まず資料 2-1 「教育・保育提供区域の設定について」についてご意見、ご質問などはございますか。

●竹村委員

あらためて確認します。サービスを提供する側としては区域設定を行います。利用する側の保護者の方などが区域によって利用を制限されるわけではないですね。

●事務局・関谷

はい。区域によって利用を制限するようなものではありません。

●関川会長

保護者としては広域での利用もかまわないが、ニーズの把握や施設整備は圏域単位で考える、ということですね。

●古川委員

小さい子どもを連れて、自動車などを使わずに、すぐ近くの施設を利用したいという需要があると思います。リージョンにこだわらず、1 つの中学校区では狭いのであれば、2～3 の中学校区を合わせたかたちでもよいから、色々な区域の設定の方法を考えたいほうがよいのではないのでしょうか。

●関川会長

利用実績を考慮して、中学校区でニーズを満たすのが基本ですが、施設整備については、仮に隣の中学校区であっても、整備したいという事業者等があれば検討してよいという意見ですね。

資料 2-4 をみると、1 つの中学校区ではニーズ量等の数値が小さいので、各中学校に施設をつくるのは、定員がかなり小さくなる場合もあるのですね。

●千谷委員

資料をみても、たとえば E リージョンには楠根校区 1 つしかなく、1 つの中学校で供給が足り

ています。リージョン単位で施設整備を行うからといって各リージョンに1つ作るよりは、複数の中学校のあるリージョンを2つに分けるなど、臨機応変に整備をお願いします。

また、地域子育て支援事業については、原則は市域全体で1つの区域ということですが、子育て支援というのは在宅の方の立場で考えることが重要だと思います。市域全体での整備では広すぎるので、リージョンや複数の中学校区など臨機応変に考えて、園庭解放等を利用しやすいような範囲での整備を検討していただきたいと思います。

●関川会長

資料2-5をみると、市全域や広域で考える事業とそうでない事業があります。現在、その整理を、次回・次々回の会議でお願いしたいと思っています。

臨機応変に中学校区で把握してリージョン単位で考えて整備するものと、たとえば病児・病後児のように各リージョンには要らないので市全域で把握するものがあります。各事業の適性に応じて、本市として整備をしていくということであって、区域設定については、あくまでも「原則」というところが重要だと思います。具体的な内容については次回・次々回の会議で出てくると思います。事務局はどのように考えているのでしょうか。

●事務局・関谷

校区・リージョン区など、それぞれの事業の特性に応じた整備を考えています。

●関川会長

では、サービス提供区域については、さらに委員の皆様からご意見をいただきながら、原則としては事務局提案に沿って進めさせていただこうと思います。

続いて資料2-2についてです。事務局から重要な提案があったと思います。見込み量の精査について、811人という数字は現実と乖離して多すぎるので、育児休業を取得している人を除外して新たな見込み量を出しています。しかし、たとえば育児休業中だが4月から職場復帰したいので4月から預ける場所を探している人などをどうするのでしょうか。見込み量の修正について、委員からの意見をお願いします。

●千谷委員

育児休業を除外して精査してよいものなのかがよくわかりません。1年ほど取得する人が多いでしょうが、7～8月生まれの子どもなら、4月から復帰したい保護者もいるでしょう。

●関川会長

事務局は精査についてどのように考えているのでしょうか。

●事務局・関谷

国のワークシートでは、ニーズ量の幅を最も広くとっている傾向があります。よって、各市町村の実態に応じて精査することになっています。資料で示したように、現実に利用している人が162人という数字が出ており、全国の育児休業復帰率も参照したうえで、育児休業を除外するという精査を行いました。

●関川会長

東大阪市では、現在の育児休業率をどの程度とみているのでしょうか。

●事務局・田村

いま手元にデータがないので正確な数値はお答えできません。千谷委員のご意見のとおり、おそらく国の理想としては、育児休業1年未満での途中の職場復帰も考えていると思います。しかしながら現状に合わせざるを得ないので、本市での数字をみたうえで精査を行っています。本市では他市に比べて、就労時間が短い方も最初から入所しておられる傾向があります。このニーズ量の算出とは、つまり、当面の待機児童の保障をどうするのかを考えるということになります。現在は過渡期なので、当面は、たとえば一時預かりなどで対処をしながら、翌年の入所を可能にしていくといったことを想定しています。実際には、ニーズ調査結果にもあるように、預けたいときに一時預かりを利用できないのが現実なので、事務局としては一時預かりの充実などによる対処を考えています。

●竹村委員

ニーズ量を統計的に処理して精査する必要はわかりますが、あまりこの数字だけに依拠して計画を策定するものではないと考えています。たとえば、幼稚園に預けられるようになると、保護者が仕事に出るようになり、さらにニーズ量が増えるといったような、今後の変化も想定しておきたいと思います。

●関川会長

平成 27 年度は育児休業を除外して計算するが、おそらく 3 年くらい後に見直しをするときに、利用実績等に基づいて検討して、最終的には平成 31 年度には育児休業から復帰したい人もすぐに利用できるようになる、といったような弾力的な運用がよいかと思います。

●高村委員

資料 2-4 までを含めた意見になりますが、そもそも国のニーズ量計算の基礎になる考え方がわかりにくいと思います。たとえば、1号認定の必要見込み量がマイナス 3,349 人など、東大阪市の幼稚園の大部分が既に廃園しているような計算になっています。この数値にあまり縛られるべきではないと思います。認定こども園などでは既存施設の利用を想定していることも重要だと思います。今後、既存施設の補強に税金等を使うこととなります。私立の施設によっては億単位の借入金が必要になる場合もあります。この数字に振り回されて、既存施設を含めた施設の運営が成り立たなくなるという危険には留意しておくべきだと思います。2号認定の必要見込み量も多数が算定されていますが、実際には東大阪市の3～5歳対象の事業では大量の欠員が出ており、入所要件を緩和して求職中の保護者を受け入れてもまだ欠員があるほどです。

もうひとつ、経営者の視点から申し上げます。先ほどから0歳児について議論になっていますが、0歳児の保育の要件は厳格なので、0歳児の定員を少し変えると、必要な保育士の数が激動します。直接に人件費に関わることになるので、見込み量の増減を気軽に考えないようお願いします。

●関川会長

資料 2-2 から 2-4 までを含めてご意見はございますか。

●森内委員

資料 2-3 の「認定こども園」という表記について質問します。これは幼保連携型認定こども園に、幼稚園型認定こども園を含めて算定した数値なののでしょうか。

また、幼稚園型認定こども園とは、幼稚園プラス認可外保育所という形式だったと思いますが、その場合には、幼稚園型認定こども園と同様の保育料の単価で試算しているのでしょうか。

●事務局・関谷

それぞれの1号・2号認定や年齢などに対応する施設が、認定こども園や幼稚園であるという意味で書いています。

●関川会長

幼稚園型認定こども園についてはどのように想定しているのでしょうか。

●事務局・関谷

1号・2号認定に対応します。

●関川会長

保育料については、今後考えていくということでもよろしいでしょうか。

●事務局・関谷

はい。

●竹村委員

幼稚園を利用している保護者の方々の話によると、「1～2歳になるともう預けられないから0歳から預ける」という事情があるらしいのですが、本当にそのような実態なのでしょうか。もし、実態がそうであれば、1～2歳から預けられるようにすれば、0歳児の問題が解決するのではないのでしょうか。

●事務局・田村

そのとおりだと思います。もちろん0歳の利用を妨げるわけではありませんが、1～2歳から確実に預けることができれば、そこにニーズがあると思います。

●八木委員

待機児童が出るほど満員で1～2歳からの入所が難しいので、0歳の時点でわざわざ会社に頼んで、1年間の育休を早く切り上げて、4～5カ月から保育所に入れようとする方がいます。

●関川会長

資料2-4について、事務局に確認しておきたいことがあります。

仮に、3号認定の供給量が人数的に足りている地域では、幼保連携型認定こども園に移行したくても変わらないということなののでしょうか。

また、1号・2号認定についても供給量が足りている地域では、幼稚園が希望しても認定こども園はおことわりということはあるのでしょうか。

●事務局・田村

まず、意向の希望をききます。移行にあたって利用定員を変えて希望する施設もあるでしょう。現在の定員で足りているから一律に認定こども園はらない、ということはありません。

●関川会長

市全域で調整するという考え方もあるので、可能な限り、認定こども園への移行を後押しするスタンスと考えてもよいのでしょうか。

●事務局・田村

移行を後押しするとまでは言い切れません。国の方針は移行を後押しする方向だと思います。だからといって、従来の幼稚園をなくすわけではありません。

●関川会長

現在の利用状況を踏まえて利用定員を算定すると、1号認定の3,349という推計値が、限りなく実態に近くなると思います。今後、D・Eリージョンの見込み量にマイナスの出ている地域などを含めて、公定価格が出て、意向調査をした後、確認の作業を経てあらためて見えてくることがあると思います。

資料2-5、2-6についてご意見はございますか。

●中泉委員

タイムリーな話ですが、うちの子どもが今朝から病気で、病児・病後児保育事業を利用しようとしたら満員だったので、夫が出勤を遅らせて今みています。病児・病後児は喫緊の課題だと思います。早い段階で検討してほしいと思います。

また、一時預かりについては、保護者の事情があるので資料のような大きい数字になると思います。レスパイトなどを考えてほしいと思います。

●関川会長

数字が現場での実感と違うといったことはあるのでしょうか。

●高山委員

資料2-5の一時預かりのニーズが136,162というのは、どのように求められた数字なのでしょうか。

●事務局・関谷

両親が働いているすべての就学前児童の数から求めています。

●関川会長

人日で13万、人数で816人ということですね。

●古川委員

働く親にとっては、一時預かりの場所まで送って行くのがしんどい、という意見があると思います。

●関川会長

他のご意見はありますか。

●千谷委員

一時預かりは春・夏で少なく、秋・冬で多いという現場の実態があります。秋・冬になると職場復帰したり、ちょっと息抜きしたくなるようです。一時預かりのニーズ量が大きな数字で皆さんはびっくりされるでしょうが、本当に多いのです。昔のように近所に子どもを預かる祖父母がいないということもあるでしょう。在宅で子育てしている人のことを考えてほしいと思います。

●関川会長

資料2-6のエリアについては事務局の提案どおりでよろしいですね。

(3) 留守家庭児童育成クラブについて

●関川会長

それでは続きまして、議事(3)の「留守家庭児童育成クラブについて」を事務局よりご説明いただきます。量の見込みについても説明をお願いします。

●事務局・安永

—資料1「子ども・子育て支援新制度関係 平成26年度スケジュールのイメージ」の「留守家庭児童育成クラブ設置基準条例」について説明—

- ・当初6月議会に上程して夏期休暇中の事業のための補正予算を獲得する予定だったが、夏期休暇中に事業を行わなくともよいことが判明したので、9月上程にスケジュールを変更した。
- ・9月上程になったため、パブリック・コメントも余裕をもって実施できる。

—資料2-5「平成27年度から平成31年度における 地域子育て支援事業 見込み量(市域全体)」の「②放課後児童健全育成事業」について説明—

- ・ニーズ調査に加えて、平成25年11月に現在のクラブ利用者を対象にアンケート調査を実施。
- ・平成27年度の需要量2,792人(低学年)、1,584人(高学年)。供給量は平成25年の在籍児童数2,703人(低学年)とほぼ等しいので、この予測はおおよそ正確と考えられる。
- ・平成27年度の見込み量1,675人。平成31年度の見込み量1,142人。現在、地域ごとの数字を精査している。

—資料3「東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(仮称)」説明—

- ・条例化するにあたって、国と東大阪市の考え方を整理した表。表題については、今後さらに検討していくので「仮称」としている。表中の「法」とは児童福祉法。
- ・p.1「一般原則」、p.2「設備の基準」、p.3「職員の資格要件」、p.4「運営規定」、p.5「開設時間及び日数」、p.6「職員の経過措置」等が議論になっているところ。ニーズ調査では午前8時台開設の希望が多いので、規則の中に盛り込めればよいと考えている。

●関川会長

ありがとうございました。シナリオ、スケジュール、運営基準について、ご意見をいただきましたと思いますが、いかがでしょうか。

●藤井委員

資料2-5の見込み量については、平成27年度の段階でも、待機児童は出ないとみているのでしょうか。

●事務局・安永

最初から待機児童を出さないのではなく、平成27年度から31年度まで段階的に対処していくと考えています。

●藤井委員

資料3の留守家庭児童育成クラブについては、運営基準などの整備を行う今後の予定はどのようになっているのでしょうか。

●関川会長

たとえば、高学年を受け入れるための整備の予定についてもどうするのでしょうか。

●事務局・安永

ニーズ量の多い地域から段階的な整備を進めていきたいと考えています。

●関川会長

平成31年度までの5年計画になるのでしょうか。

●事務局・安永

平成31年度よりは前倒しに対応したいと考えています。

●関川会長

高学年の受け入れをどうするのかということで、今後の1,673人への対応を考えなければならぬと思います。

●事務局・安永

現在、できるところが限られています。民間参入も視野に入れて進めていきます。

●関川会長

高学年の受け入れを行うにあたっては、クラブ活動的な指導も考慮するなど、塾に負けないものと考えていくことになると思います。そういった指導を民間委託するということもあるのでしょうか。

留守家庭児童育成クラブの今後の運営基準と整備については、事務局で少しまとめておいていただくようお願いします。

●中泉委員

Fリージョンに住んでいますが、放課後児童クラブは大人気で、申し込んでも順番待ちなくらいの盛況のようです。やはり、クラブの利用者数の増減は、クラブの質の問題だと思います。長年の経験のある指導者がいるクラブは質も高いようです。もしも、民間の参入を考えるのなら、質の確保についても検討していただきたいと思います。

私は障害児の相談支援事業所に勤めていて感じるのですが、クラブで障害児に対する配慮が理解されていないように思います。障害児の利用についても、職員の加配などを検討する必要があると思います。

また、障害児の利用についても検討する必要があると思います。実情の把握や、職員の人数・資格などの確保などの問題があると思います。

●事務局・安永

民間参入後の質の確保については、検討を進めていきます。

障害児の利用のために、職員の数などを確保することについては、資料3ページの4項に、参酌基準としてあげられています。この点については、本市での考え方をさらに盛り込むつもりです。

●古川委員

質の向上の話については、やはり、資格が大事ということになると思います。たとえば、「2年以上」という要件は、どの時点からどのように換算して2年なのか、といった基準をきちんと定めてほしいと思います。

●千谷委員

質の向上に関連することとしては、「補助員」についての規定がないのも気になります。補助員の質の確保の問題についても、考えていかなければならないと思います。

●関川会長

事務局から説明をお願いします。

●事務局・安永

国の基準はあくまでも基本であって、いわば最低基準だと考えています。質の向上という理念については、国も本市も共有していると思います。国の基準に、東大阪市の基準を上乗せしていくと考えています。

●関川会長

東大阪市で積み上げる部分について、みなさんと一緒に考えていきたいと思います。
その他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(4) 子ども・子育て支援事業計画骨子案とパブリックコメント・条例案について

●関川会長

それでは時間の関係もありますので、議事4・5は報告的な内容なので、まとめて報告をお願いします。

●事務局・川西

—資料4「東大阪市子ども・子育て支援事業計画～骨子案～」説明—

- ・p.13以下、第3章の内容について、これまでの会議での意見を追加した。
- ・骨子案についてのご意見があれば事務局に連絡をお願いします。

—資料5-1～5-4説明—

- ・資料5-1。パブリック・コメントを本市のホームページで公開している。
- ・資料5-2～5-4。条例等については、4月15日～5月15日のパブリック・コメントでいただいた意見を合わせて、子ども・子育て会議で報告する予定。

●関川会長

ありがとうございました。

骨子案の内容が会議での意見と違うなどのご意見は、事務局にメールあるいは文書でお願いいたします。

その他のご意見はありますか。

本日は時間の都合でご意見を頂戴できなかった方につきましては、後日事務局まで文書にてご意見をいただくようお願いいたします。

●中西委員

障害児についての議論があまり出なかったことが気になります。障害児も含めた、子ども・子育てという考え方が大事だと思います。障害についても事業計画の策定が進んでいるようですが、このままだと、10年後には、障害は障害という枠で別になってしまうのではないかと心配です。

●関川会長

子ども・子育てにおける障害児の位置づけなどについて、事務局からお願いします。

●事務局・田村

あらためて、障害児も含めて、すべての子どもが対象という理念を確認しておきたいと思えます。本日の会議でも、放課後児童クラブでの職員加配をどうするかという議論が少しありました。今後も、地域子育て事業の議論のなかで、障害児に関する事業の議論をしていきたいと考えています。

●関川会長

ただし、障害児に関するすべての事業が、当然に子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれるというわけではないのですね。

●事務局・田村

インクルーシブな観点では、国の理念に障害児を含めた子ども・子育てということが盛り込まれているのだからそれでよい、というひとつの考え方があります。

●関川会長

障害児に関する事業についても、それぞれの見込み量くらいは出したほうがよいのではないかとともに思います。

●事務局・田村

ただし、障害福祉計画の中で、障害児の福祉サービスについて数値目標をたてていますので、

庁内連携を図っていきたいと思います

●関川会長

他に質問・意見はありませんか。

3. 閉会

●関川会長

本日は時間の都合でご意見を頂戴できなかった方につきましては、後日事務局まで文書にてご意見をいただくようお願いいたします。

これで本日の議事は全て終了となりますので、事務局にお返しいたします。

●事務局・寺岡

ありがとうございました。それでは、本日は長時間のご審議ありがとうございました。また、事務局ですが従来子ども家庭課となっておりますが、26年度より子ども・子育て新制度準備課に変更となっております。ご意見やご連絡等については新制度準備課までお願いいたします。なお、次回の開催は5月21日水曜日午前9時30分からを予定させていただいております。

—閉会—